

一般社団法人愛知ウェディング協議会 会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本協議会は、一般社団法人愛知ウェディング協議会（以下「本協議会」という）と称する。

第2条（目的）

当法人は、日本固有の文化や慣習と地域特有の風習とを織り交ぜ醸成されてきた東海地方特有の「結婚式」文化を継承し、またその魅力を伝えるべく積極的な発信を行うことを通じて、

- ① 主に東海地方に住まう人々に対し、改めて「結婚すること」、そして「結婚式を開催すること」の意義、大切さ、素晴らしさ、または尊さ等を伝えること
- ② 東海地方での「結婚式」の実施促進を図り、もって婚礼業界のみならず、地域産業全体に対する需要の喚起、及び地域経済の活性化に貢献すること
- ③ 「結婚式」に携わる全ての事業者が持続的に発展・継続し、そこで働く全ての人がやりがいをもって長く従事することができる業界環境を創り上げること
- ④ 未来を担う子供たちが「結婚式」に憧れを持ち、また婚礼業界への就職を目指すきっかけとなるような機会を継続的に創出すること

を主な目的として、その目的に資するため、次の事業を行う。

- （１） 「結婚式」に関する啓発活動業務
- （２） 結婚相談または紹介に関する諸活動の企画、立案、運営
- （３） ブライダル事業に携わる関係者に向けた研修、人材育成事業
- （４） 主にブライダル事業者の活動に係る広報活動事業
- （５） 地域産業との連携等を通じた社会貢献業務
- （６） ブライダル事業に携わる関係者の交流や情報交換の推進
- （７） 出版物、テキスト類や各種ツールの企画、立案、製造、出版及び販売
- （８） 各種セミナー、パーティ、イベント等の企画、主催、運営及びコンサルティング業務
- （９） 各種商品等の販売、卸及び輸出入業務
- （10） ブライダルビジネスに係る諸活動の企画、立案、運営及びコンサルティング業務
- （11） その他、前各号に掲げる事業に附帯または関連し当法人の目的を達成するために必要な事業

第3条（構成）

本協議会は、次の会員で構成する。

- ① 正会員（法人会員、個人会員）
- ② 賛助会員
- ③ 特別会員

第4条（機関）

本協議会は機関として代表理事、理事、理事会及び監事を置き、各々の役割は関係法令及び本協議会の定款の規定による。なお、これらの機関とは別に、本協議会は任意の機関として顧問を置くことができる。

第5条（事務局の所在地）

本協議会の事務局を愛知県名古屋市中区新栄町2丁目1番地2ノリタケ栄ビル3階に置く。

第2章 会 員

第6条（会員の資格）

会員の資格は以下の通りとする。

- （1）正会員 主に愛知県内でブライダルビジネスに直接的に携わる婚礼会場、エージェント、衣裳、美容、写真、装花、映像制作、演出、音響、司会、着付等の各業種の事業者は、本協議会の正会員となる資格を有する。
- （2）賛助会員 主に愛知県内でブライダルビジネスに携わる正会員以外の事業者及び理事会が特別に認めた者は、本協議会の賛助会員となる資格を有する。
- （3）特別会員 本協議会が特別に認定したものは特別会員となる資格を有する。

第7条（入会手続）

1. 入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事会に提出しなければならない。
2. 入会申込者は、理事会が入会の許可を決議し、第19条に規定された初年度分の会費を支払ったときに会員となる。
3. 暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係を有する者は入会資格を有さないものとする。

第8条（退会手続）

1. 本協議会の会員が退会しようとするときは、書面でその旨を理事会に届けなければならない。
2. 退会届が理事会に受理されたときは、その会員は会員資格を喪失する。
3. 退会した会員は、年会費の返還を請求することは出来ない。

第9条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を得てこれを除名することができる。但し、会員が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係を有していたときは、代表理事の判断で即時除名することができるものとする。

- ① 本協議会が定める会則若しくは規則に違反したとき
- ② 本協議会の名誉に反する行為
- ③ 法人として会員になっていた場合において法人自体が解散、若しくは破産したとき
- ④ 会費を納入せず、催促後なお会費を6ヶ月以上納入しないとき

第10条（会員の義務）

1. 会員は、本協議会の行事に積極的に参加することを通じて、会員相互の親睦と研鑽に努めなければならない。
2. 会員は、本会則及び理事会の定める規則を遵守しなければならない。
3. 会員は、年会費を納入しなければならない。

第3章 会員総会

第11条（会員総会）

会員総会は、定期総会と臨時総会とする。

- ① 定期総会は、年1回決算期から3ヶ月以内に開催しなければならない。
- ② 臨時総会は、必要がある場合に代表理事が随時開催することが出来る。
- ③ 前2号規定の総会は、全会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。

第12条（会員総会の決議事項）

会員は、会員総会を構成し、理事会より次の事項の報告を受け、意見を表明することができる。理事は会員総会の示した意見等を尊重し運営を行う。

- ① 役員の選任又は解任
- ② 年会費及び納入金の金額の決定又は変更
- ③ 本協議会の収支決算及び予算
- ④ 事業報告及び事業計画
- ⑤ 理事会において総会に付することを相当と決めた事項
- ⑥ 本会則の追加、変更及び削除
- ⑦ その他必要とされる重要事項

第13条（会員総会の招集）

1. 会員総会は、代表理事が招集する。
2. 総会を招集するには、会日より7日以前にその通知を発ししなければならない。但し、緊急を要する場合には、その期間を短縮することが出来る。
3. 前項の通知には、会議の日時・場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない。但し、通知の方法は代表理事が任意に決定出来る。

第14条（会員総会の議長）

1. 会員総会の議長及び副議長は、その都度出席した理事の中から代表理事が指名する。
2. 議長は、総会の秩序を保持し、議事の進行等を整理する。

第15条（議決権）

総会における会員の議決権は、1人または1社につき1個とする。

第16条（総会の決議要件）

総会の決議は出席した会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決することとする。

第17条（総会の議事）

総会の議事については必要に応じて議事録を作成し、議長が署名捺印して本協議会に保存する。

第4章 会計及び会費等

第18条（会計年度）

本協議会の会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第19条（会費）

1. 会員が負担する会費は以下の通りとする。

正会員 1社あたり 年額30,000円（法人会員）

1名あたり 年額10,000円（個人会員）

賛助会員 正会員と同じ

特別会員 都度決定する

2. 会員は、本協議会が任意に決定した方法または期限を厳守して会費を支払う義務を負う。なお、支払いに際して発生する振込手数料等はすべて会員が負担するものとする。

第5章 改正

第20条（改正）

本会則の内容を改正するには、理事会での決議を要するものとする。なお、改正した事実は、直近に開催される会員総会において会員向けに報告するものとする。

附則

1. この会則は令和2年2月1日より実施する。

2. この会則は令和2年5月9日付で一部改正された。